

# 各種協定締結の進捗状況について

滋賀県健康医療福祉部

令和6年3月7日(木)

# 医療措置協定締結の進捗状況について(総括)

|                        | 病院   | 診療所   | 薬局    | 訪問看護事業所 |
|------------------------|------|-------|-------|---------|
| 目標値<br>(A)             | 58機関 | 541機関 | 373施設 | 65事業所   |
| 3月末までの<br>締結見込数<br>(B) | 46機関 | 383機関 | 100施設 | 20事業所   |
| 目標達成までの<br>必要数<br>A-B  | 12機関 | 158機関 | 273施設 | 45事業所   |

# 医療措置協定締結の進捗状況について(病床)

|                     |       | 流行初期  | 流行初期以降 |
|---------------------|-------|-------|--------|
| 目標値<br>(A)          | 確保病床数 | 246床  | 466床   |
|                     | 内、重症用 | 31床   | 52床    |
| 3月末までの<br>締結見込数(B)  | 確保病床数 | 407床  | 538床   |
|                     | 内、重症用 | 30床   | 34床    |
| 目標達成までの<br>必要数(A-B) | 確保病床数 | 達成見込み | 達成見込み  |
|                     | 内、重症用 | 1床    | 18床    |

| 特に配慮を要する患者に対応する医療機関 |             | 流行初期 | 流行初期以降 |
|---------------------|-------------|------|--------|
| 精神疾患を<br>有する患者      | 目標値         | 3機関  | 10機関   |
|                     | 3月末までの締結見込数 | 3機関  | 9機関    |
| 妊産婦                 | 目標値         | 8機関  | 9機関    |
|                     | 3月末までの締結見込数 | 6機関  | 7機関    |
| 小児                  | 目標値         | 8機関  | 13機関   |
|                     | 3月末までの締結見込数 | 6機関  | 11機関   |
| 障害者児                | 目標値         | 3機関  | 7機関    |
|                     | 3月末までの締結見込数 | 3機関  | 6機関    |

| 特に配慮を要する患者に対応する医療機関 |             | 流行初期 | 流行初期以降 |
|---------------------|-------------|------|--------|
| 認知症患者               | 目標値         | 7機関  | 11機関   |
|                     | 3月末までの締結見込数 | 6機関  | 10機関   |
| がん患者                | 目標値         | 8機関  | 11機関   |
|                     | 3月末までの締結見込数 | 6機関  | 9機関    |
| 透析患者                | 目標値         | 11機関 | 21機関   |
|                     | 3月末までの締結見込数 | 7機関  | 17機関   |
| 外国人                 | 目標値         | 6機関  | 6機関    |
|                     | 3月末までの締結見込数 | 5機関  | 5機関    |

# 医療措置協定締結の進捗状況について(発熱外来)

|                          |             |     | 流行初期  | 流行初期以降    |          |
|--------------------------|-------------|-----|-------|-----------|----------|
|                          |             |     |       | 公表3カ月経過時点 | 公表後6カ月以内 |
| 第一種・第二種<br>感染症指定<br>医療機関 | 目標値         | A   | 7機関   | 7機関       | 7機関      |
|                          | 3月末までの締結見込数 | B   | 7機関   | 7機関       | 7機関      |
|                          | 目標達成までの必要数  | A-B | 達成見込み | 達成見込み     | 達成見込み    |
| 病院                       | 目標値         | A   | 8機関   | 17機関      | 46機関     |
|                          | 3月末までの締結見込数 | B   | 21機関  | 32機関      | 44機関     |
|                          | 目標達成までの必要数  | A-B | 達成見込み | 達成見込み     | 2機関      |
| 診療所                      | 目標値         | A   | —     | —         | 541機関    |
|                          | 3月末までの締結見込数 | B   | 37機関  | 279機関     | 360機関    |
|                          | 目標達成までの必要数  | A-B | —     | —         | 181機関    |

# 医療措置協定締結の進捗状況について(自宅療養者等)

|             |                 |     | 協定締結<br>機関数 | 左記、病院・診療所の内、<br>特に配慮を要する患者の<br>病院・診療所数 | 協定締結<br>機関数     |     |       |
|-------------|-----------------|-----|-------------|--|-----------------|-----|-------|
| 病院・<br>診療所  | 目標値             | A   | 325機関       | 妊産婦                                    | 目標値             | A   | 29機関  |
|             | 3月末までの<br>締結見込数 | B   | 313機関       |  | 3月末までの<br>締結見込数 | B   | 23機関  |
|             | 目標達成までの<br>必要数  | A-B | 12機関        |  | 目標達成までの<br>必要数  | A-B | 6機関   |
| 薬局          | 目標値             | A   | 373施設       | 透析<br>患者                               | 目標値             | A   | 33機関  |
|             | 3月末までの<br>締結見込数 | B   | 100機関       |  | 3月末までの<br>締結見込数 | B   | 28機関  |
|             | 目標達成までの<br>必要数  | A-B | 273機関       |  | 目標達成までの<br>必要数  | A-B | 5機関   |
| 訪問看護<br>事業所 | 目標値             | A   | 65事業所       | 小児                                     | 目標値             | A   | 26機関  |
|             | 3月末までの<br>締結見込数 | B   | 20事業所       |  | 3月末までの<br>締結見込数 | B   | 84機関  |
|             | 目標達成までの<br>必要数  | A-B | 45事業所       |  | 目標達成までの<br>必要数  | A-B | 達成見込み |

# 医療措置協定締結の進捗状況について(後方支援・人材派遣)

| 後方支援の協定 |             |     | 医療機関数 |
|---------|-------------|-----|-------|
| 病院      | 目標値         | A   | 58機関  |
|         | 3月末までの締結見込数 | B   | 46機関  |
|         | 目標達成までの必要数  | A-B | 12機関  |
| 有床診療所   | 目標値         | A   | 30機関  |
|         | 3月末までの締結見込数 | B   | 2機関   |
|         | 目標達成までの必要数  | A-B | 28機関  |

| 人材派遣の協定 |             |     | 医療機関数 |
|---------|-------------|-----|-------|
| 病院      | 目標値         | A   | 29機関  |
|         | 3月末までの締結見込数 | B   | 20機関  |
|         | 目標達成までの必要数  | A-B | 9機関   |
| 診療所     | 目標値         | A   | —     |
|         | 3月末までの締結見込数 | B   | 19機関  |
|         | 目標達成までの必要数  | A-B | —     |

| 確保人員数         |     | 医師            | 看護師          | その他          |
|---------------|-----|---------------|--------------|--------------|
| 目標値           | A   | 14人<br>(13人)  | 67人<br>(52人) | 13人<br>(13人) |
| 3月末までの協定見込確保数 | B   | 25人<br>(8人)   | 47人<br>(29人) | 10人<br>(8人)  |
| 目標達成までの必要数    | A-B | 達成見込み<br>(5人) | 20人<br>(23人) | 3人<br>(5人)   |

# 新興感染症の医療に関する診療報酬上の取扱いについて①

**病院** ①DPCの見直し(令和7年度以降)  
地域医療指数における体制評価指数について、「感染症」の項目が「新興感染症」に対応できるように見直し

| 新   | 旧  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>第一種協定指定医療機関に該当(0.5P)</u><br/>(<u>流行初期医療確保措置対象の場合は+0.5P</u>)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザ患者入院医療機関に該当(0.25P)</li> <li>・新型コロナウイルス感染症に係る病床確保(0.25P)<br/>※上記のいずれも満たした場合(0.75P)</li> <li>・GMISへの参加(日時調査へ参加割合)(最大0.25P)</li> </ul> |

Cf.入院診療を行う第一種協定指定医療機関の流行初期指定基準

- ①知事の要請があった日から起算して、原則7日以内に病床を即応化(入院措置が可能な状態)すること
- ②協定により確保する病床が30床以上であること(ただし、重症患者用の病床を確保する医療機関にあっては、20床以上、かつ、重症患者用の病床数に3を乗じた数と重症患者用以外の病床数の合計が30床以上であること(第一種感染症指定医療機関・第二種感染症指定医療機関の感染症病床は除く))
- ③後方支援医療機関等の関係機関との連携を行うこと

**病院** ②感染対策向上加算の見直し  
医療措置協定の類型に合わせた見直し・施設基準の見直し

|   | 向上加算1 | 向上加算2 | 向上加算3 |
|---|-------|-------|-------|
| 入院初日に右記の点数を加算(向上加算3は入院初日・入院90日毎)  | 710点  | 175点  | 75点   |
| <協定の類型>   |       |       |       |
| 第一種協定指定医療機関に該当  | ○     | ○     |       |
| 第一種協定指定医療機関または第二種協定指定医療機関に該当  |       |       | ○     |
| <施設基準の主な変更点>  |       |       |       |
| 介護保険施設等または指定障害者支援施設等と協力が可能な体制をとっていることを追加  | ○     | ○     | ○     |
| 感染制御チームの業務内容として、抗菌薬適正使用支援チームの業務を行う場合、他の加算2・加算3・外来加算の医療機関に対する感染対策の助言を行う場合のほか、 <u>介護保険施設等・指定障害者支援施設等の感染対策の助言を行う場合を追加。</u> | ○     |       |       |
| 介護保険施設等から求めがあった場合には、 <u>当該施設等に赴いての現地指導等、感染対策に関する助言を行うとともに、院内感染対策に関する研修を医療機関と合同で実施することが望ましい旨追加。</u>                      | ○     | ○     | ○     |

# 新興感染症の医療に関する診療報酬上の取扱いについて②

【再掲】【病院】令和6年診療報酬改定後の感染対策向上加算の施設基準(社会福祉施設等との連携体制構築関係)

| ＜新規＞施設基準の内容   | 向上加算1 | 向上加算2 | 向上加算3 |
|---|-------|-------|-------|
| 介護保険施設等又は指定障害者支援施設等と協力が可能な体制をとっていること  | ○     | ○     | ○     |
| 感染制御チームの業務内容として、抗菌薬適正使用支援チームの業務を行う場合、他の加算2・加算3・外来加算の医療機関に対する感染対策の助言を行う場合のほか、 <b>介護保険施設等・指定障害者支援施設等の感染対策の助言を行う場合を追加。</b> | ○     |       |       |
| 介護保険施設等から求めがあった場合には、 <b>当該施設等に赴いての实地指導等、感染対策に関する助言を行うとともに、院内感染対策に関する研修を医療機関と合同で実施することが望ましい旨追加。</b>                      | ○     | ○     | ○     |

【施設・訪看】令和6年介護報酬・障害福祉サービス等報酬改定後の施設基準(医療機関との連携体制構築関係)

| ＜新規＞施設基準の内容  | 高齢者施設等 | 障害者施設等 | 訪問看護事業所 |
|--|--------|--------|---------|
| <b>業務継続計画未策定減算</b><br>感染症又は非常災害のいずれか又は両方のBCPが未策定の場合は基本報酬減算                                       | ○      | ○      | ○       |
| <b>医療機関との連携強化・感染症対応力の向上</b><br>感染症対策向上加算Ⅰ・・・第二種協定指定医療機関との連携<br>診療報酬上の向上加算の医療機関が行う研修・訓練に1年に1回以上参加 | ○      | ○      |         |
| <b>新興感染症等施設療養加算</b><br>新興感染症発生時に、必要な感染対策を行い、施設内療養を実施   | ○      | ○      |         |

# 新興感染症の医療に関する診療報酬上の取扱いについて③

## 病院

③感染症の入院患者に対する感染対策および個室管理の評価  
より広範な感染症への対応強化

○特定感染症入院医療管理加算(1日につき)【一般病床または感染症病床に限定】

- 1 治療室の場合 200点
- 2 1以外の場合 100点

<対象感染症>

三類感染症、四類感染症、五類感染症、指定感染症等の患者(いずれも疑似症患者を含む)  
(狂犬病、鳥インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く。)、感染症胃腸炎(病原体がノロウイルス)、新型コロナウイルス感染症等を想定)

<算定要件>

適切な感染症防止対策を実施した場合に算定(ただし、疑似症患者は初日のみ)

○二類感染症患者療養環境特別加算を特定感染症患者療養環境特別加算に見直し

新

**特定感染症患者療養環境特別加算**

個室加算 300点(1日につき)  
陰圧室加算 200点(1日につき)

<対象感染症>

二類感染症・**三類感染症・四類感染症・五類感染症**・  
新型インフルエンザ等・**指定感染症**で個室または陰圧室に  
**入院させる必要性が特に高い患者**

<算定要件>

個室または陰圧室で入院対応  
陰圧室加算は下記の感染症のみ  
鳥インフルエンザ、麻しん、新型コロナウイルス感染症・水痘・  
二類感染症・新型インフルエンザ等感染症・指定感染症

旧

二類感染症患者療養環境特別加算

個室加算 300点(1日につき)  
陰圧室加算 200点(1日につき)

<対象感染症>

二類感染症・新型インフルエンザ等感染症

<算定要件>

個室または陰圧室で入院対応

# 新興感染症の医療に関する診療報酬上の取扱いについて④

## 診療所

○外来感染対策向上加算の見直し  
施設基準の見直し・算定要件に感染防止対策を講じた上で発熱患者等の診療を行った場合の加算を新設

### <施設基準>

第二種協定指定医療機関であることが追加

### <算定要件>

発熱患者等対応加算の新設

従来の外来感染対策向上加算に加え、発熱その他感染症を疑わせるような症状を呈する患者に対して初診を行った場合、月1回に限り20点を更に追加。

※その他、サーベイランス強化加算等が見直しされています。

## 薬局

①連携強化加算(調剤基本料)の見直し  
施設基準の見直し、連携強化加算点数の見直し

### <施設基準>

- ・第二種協定指定医療機関であること。
- ・災害の発生時等において、他の保険薬局等との連携により非常時における対応につき必要な体制が整備されていること。
- ・情報通信機器を用いた服薬指導を行うにつき十分な体制が整備されていること。

### <算定要件>

保険薬局において調剤を行った場合は、連携強化加算として5点を所定点数に加算。(見直し前 2点)

## 薬局

②新興感染症等に対応した在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料の見直し  
自宅・高齢者施設・宿泊療養施設で療養中患者の薬学的管理・指導、薬剤の交付をした場合を算定要件に追加

### <算定要件>

- ・新興感染症発生・まん延時の自宅・高齢者施設・宿泊療養施設で療養中の患者に対して交付された処方箋を受け付けた場合で、処方医の指示により、保険薬局の保健薬剤師が緊急に訪問し、対面による必要な薬学的管理・指導、薬剤の交付したときは、在宅患者緊急訪問薬剤指導料1(500点)を加算。
- ・ただし、情報通信機器を用いて必要な薬学的管理・指導を行った場合には、在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料(59点)を算定。

# 新興感染症の医療に関する診療報酬上の取扱いについて⑤

## 歯科医

新興感染症発生・まん延時に対応可能な歯科医療提供体制の構築

<新設> 歯科外来診療感染対策加算(歯科初診料・再診料)・・・院内感染防止対策を講じ、新興感染症の患者に対応可能な体制を評価

|     | 対象                         | 点数  |    | 施設基準(主なもののみ抜粋)   |
|-----|----------------------------|-----|----|--|
|     |                            | 初診  | 再診 |  |
| 加算1 | 下記以外                       | 12点 | 2点 | ①「歯科医師を複数名配置」または「歯科医師1名以上かつ、歯科衛生士若しくは院内感染防災対策に係る研修を受けた者を1名以上配置」<br>②院内感染管理者を配置(病院の場合は歯科の外来診療部門に院内感染管理者を配置)                                     |
| 加算2 |                            | 14点 | 4点 | 上記に加え、<br>③新型インフルエンザ等感染症・新感染症・指定感染症の患者(疑似症患者含む)を診る体制があること<br>④新型インフルエンザ等感染症・新感染症・指定感染症の発生時の業務継続計画を策定していること<br>(病院の場合は歯科外来診療部門の業務継続計画が策定していること) |
| 加算3 | 地域<br>歯科<br>診療<br>支援<br>病院 | 13点 | 3点 | ①「歯科医師を複数名配置」または「歯科医師1名以上かつ、歯科衛生士若しくは看護職員を1名以上配置」<br>②歯科の外来診療部門に院内感染管理者を配置   |
| 加算4 |                            | 15点 | 5点 | 上記に加え、<br>③新型インフルエンザ等感染症・指定感染症・新感染症の患者(疑似症患者含む)を診る体制があること<br>④歯科外来診療部門に、新型インフルエンザ等感染症・新感染症・指定感染症の発生時の業務継続計画を策定していること                           |

<見直し> 歯科診療特別対応加算(初診料・再診料・歯科訪問診療について同様)・・・算定要件に「感染対策が特に必要な状態」を追加

|     | 点数   | 算定要件(主なもののみ抜粋)  |                             |
|-----|------|---|-----------------------------|
| 加算1 | 175点 | 著しく歯科診療が困難な者(感染対策が特に必要な状態)に対して歯科診療を行った場合              | 診療時間が1時間を超える場合は、30分毎に100点加算 |
| 加算2 | 250点 | 上記の者が歯科治療環境に円滑に適応できるような技法を用いた場合または個室しくは陰圧室で歯科診療を行った場合 |                             |
| 加算3 | 500点 | 新型インフルエンザ等感染症・新感染症・指定感染症の患者に対して診療を行った場合               |                             |

<見直し> 歯科治療時医療管理料等・・・算定要件に「感染対策が特に必要な状態」を追加

「歯科治療時医療管理料」「歯科疾患管理料総合医療管理加算」「歯科疾患在宅療養管理料」に新興感染症患者である場合を要件に追加

# 検査措置協定締結の進捗状況について

|                              | 流行初期      |              |                 | 流行初期以降    |              |                 |
|------------------------------|-----------|--------------|-----------------|-----------|--------------|-----------------|
|                              | 医療機関      | 民間<br>検査機関   | 計               | 医療機関      | 民間<br>検査機関   | 計               |
| 目標値<br>(A)                   | /         | /            | 180<br>件/日      | /         | /            | 4,080<br>件/日    |
| 3月末までの<br>協定締結見込<br>確保検査数(B) | 40<br>件/日 | 2,360<br>件/日 | 2,400<br>件/日    | 40<br>件/日 | 4,100<br>件/日 | 4,140<br>件/日    |
| (参考)<br>3月末までの<br>締結見込機関数    | 1機関       | 5機関          | 6機関             | 1機関       | 5機関          | 6機関             |
| 目標達成までの<br>必要数<br>C=A-B      | /         | /            | 目標<br>達成<br>見込み | /         | /            | 目標<br>達成<br>見込み |

※民間検査機関5機関のうち、1機関に関しては協定書に検査数を記載しない定性的な締結となるため、協定締結見込確保検査数は残りの4機関の合計数を記載している。

# 宿泊施設確保措置協定締結の進捗状況について

|                                   | 流行初期        | 流行初期以降 |
|-----------------------------------|-------------|--------|
| 目標値<br>(A)                        | 62室         | 677室   |
| 3月末までの<br>締結(協議済)<br>確保居室数<br>(B) | 62室         | 236室   |
| (参考)<br>締結(協議済)<br>施設数            | 1施設         | 2施設    |
| 目標達成までの<br>必要数<br>$C=A-B$         | <b>目標達成</b> | 441室   |

# 消防・民間移送事業者との協定について

## 消防機関との協定

新型コロナウイルス感染症対応時においては、エボラ協定を準用し、移送協力を要請していたが、実態に即さない協定内容となっていた。感染症の特性や感染状況等に応じて柔軟に運用できるよう改定を行い、消防機関および保健所間で協定を締結する。

本庁で統一した協定書案を作成し、保健所が今年度末までに協定締結に向け調整中

## 民間移送事業者との協定

新興感染症の発生・まん延時において、迅速に移送体制を確保するため、民間救急事業者に業務委託の協議に応じることを要請する協定を締結する。

### ➤ 対象となる民間移送事業者

民間救急事業者、介護タクシー事業者、タクシー事業者

### ➤ 今年度末までの協定締結見込み事業者数

民間救急事業者・・・2者

介護タクシー事業者・・・12者

タクシー事業者・・・12者

# 医師会・臨床検査技師会・歯科医師会との協定について

以下の内容の協力について、各団体と「次期新興感染症に備えた協力に関する協定」を締結  
※連携協議会当日の14:30から協定締結式を開催予定

## ◇滋賀県医師会◇

- ① 新型インフルエンザ等感染症発生時、滋賀県感染症予防計画に定める地域検査センターやイベントベースサーベイランス(EBS)等の事業にて検体採取等を行う医師の配置にかかる調整および手配
- ② 現役を退く医師の人材バンクへの登録の推進
- ③ その他新型インフルエンザ等感染症の感染拡大防止に関する支援

## ◇滋賀県歯科医師会◇

- ① 在宅療養患者等への訪問歯科診療に関する県と地域歯科医師会との連絡調整
- ② 在宅療養患者等への訪問歯科診療が可能な歯科医院リストの提供および更新
- ③ その他在宅療養患者等の口腔管理に関する事項

## ◇滋賀県臨床検査技師会◇

- ① 新型インフルエンザ等感染症に備えた研修の実施および研修受講者の検査能力等精度の保持
- ② 新型インフルエンザ等感染症に備えた研修の受講者のリストの提供
- ③ その他新型インフルエンザ等感染症の感染拡大防止に関する支援

# 市町長との保健所業務の協力に関する協定について

- 有事に保健所が実施する感染症対策に関して、  
県と18市町との連携強化として協力協定書締結を提案

## ⇒ 基本的事項として

- ・ 新型インフルエンザ等の発生およびまん延防止対策実施
- ・ 緊密に連携
- ・ 県は研修や訓練の機会を提供
- ・ 県 ⇒ 自宅療養者への食料配送等生活支援  
市町 ⇒ 日常生活ならびに健康福祉の維持のため必要な支援
- ・ 必要な範囲で患者情報等の共有

## ⇒ 協力内容として

市町は自らが行う業務に支障のない範囲において  
応じるものとする

- ・ 健康観察等感染症対策に必要な職員の応援
- ・ このほか感染拡大防止のために必要と認められる業務

# 食料小売業者・配送事業者との協定について

## 【食料小売業者】

新型コロナウイルス感染症対応時、食料品セットの購入を行った民間事業者と協定を締結し、食料品の内容や行う業務をあらかじめ定めておくことで、次期新興感染症発生およびまん延時に自宅療養者等への迅速な食料品の提供が行える体制を構築する。

(進捗状況)

| 協定締結予定事業者 | 協議中 | 協定締結数 |
|-----------|-----|-------|
| 4社        | 3社  | 1社    |

## 【食料配送業者】

新型コロナウイルス感染症対応時、食料品セットの配送を行った民間事業者と協定を締結し、食料品の配送に関する業務をあらかじめ定めておくことで、次期新興感染症発生およびまん延時に自宅療養者等への迅速な食料品の提供が行える体制を構築する。

(進捗状況)

| 協定締結予定事業者 | 協議中 | 協定締結数 |
|-----------|-----|-------|
| 3社        | 3社  | 0社    |